

「台風の来襲等の場合における職員の労働及び休暇の取扱いについて」の申合せ

平成4年5月1日  
制 定

- 1 前書き中「特に労働を要する職員」とは、部局長等（第2項第3号に規定する施設の長を含む。）の判断に基づき、暴風警報、暴風特別警報、大雨特別警報、波浪特別警報又は高潮特別警報発令中において必要と認められる業務、諸連絡、施設の保安、機能維持等に当たる要員として指名された者をいう。  
なお、病院にあっては、「病院暴風雨時における勤務体制要項」に定める要員を含むものとする。
- 2 第3項第1号中「暴風雨又は集中豪雨等により出勤することが著しく困難であると認められる場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 通勤経路及びその周辺の路線バスが運休している場合
  - (2) タクシーが運休している場合
  - (3) 道路の決壊、冠水等により自動車による通勤が危険と認められる場合
  - (4) 強風、物の落下、土砂の崩落等により通勤が危険と認められる場合
  - (5) 通勤経路上の地域で大雨特別警報が発令された場合
- 3 第3項第2号中「所属長等に連絡するものとする」とは「教員にあっては、学科長、所属講座等又は所属部局の事務部に、一般職員にあっては、直属の上司又は所属部局の事務部に連絡するものとする」として運用する。
- 4 第6項第1号中「高波又は高潮により出勤することが著しく困難であると認められる場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 通勤経路及びその周辺の路線バスが運休している場合
  - (2) タクシーが運休している場合
  - (3) 道路の決壊、冠水等により自動車による通勤が危険と認められる場合
  - (4) 通勤経路上の地域で波浪特別警報又は高潮特別警報が発令され、通勤時に職員の身体に危険が及ぶと認められる場合

附 則

- 1 この申合せは、平成4年5月1日から実施する。
- 2 台風の来襲の場合における職員の勤務及び特別休暇の取扱いについての申し合わせ（平成元年7月31日制定）は、廃止する。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成26年9月24日）

この申合せは、平成26年9月24日から実施する。

附 則（平成31年2月28日）

この申合せは、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和2年7月1日）

この申合せは、令和2年7月1日から実施し、令和2年4月1日から適用する。